

第 六 編

啓 発 ・ 管 理 執 行

# 1 明るい選挙推進運動

## (1) 啓発事業要領

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会  
鳥取県明るい選挙推進協議会

### 1 趣旨

今回の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に幅広い年代への投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

### 2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

### 3 実施主体

- (1) 県及び鳥取市の選挙管理委員会
- (2) 県及び鳥取市の明るい選挙推進協議会

### 4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

#### (1) 県及び鳥取市が共同して行うもの

- ア ポスターによる啓発
- イ 懸垂幕等による啓発
- ウ 啓発用物資の作成・配布
- エ 店舗、商店街等での啓発（店内放送、街頭啓発）
- オ その他

#### (2) 県が行うもの

- ア マスメディア（テレビ、ラジオ、新聞等）を活用した啓発
- イ インターネットを活用した啓発
- ウ 電光掲示板による啓発
- エ デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発
- オ バスへの広告掲出
- カ 若年層への啓発
- キ 立候補者に対する申入れ
- ク 便宜供与の依頼
- ケ 委員長談話の発表
- コ その他

#### (3) 鳥取市が行うもの

- ア 広報車による啓発
- イ 広報紙等の利用による啓発
- ウ 街頭啓発
- エ その他

### 5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその一票。」

## (2) 啓発事業計画

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会  
鳥取県明るい選挙推進協議会

No	事業名	事業の内容	備考
1	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗・大学・専門学校・県外学生寮等に掲示依頼をするとともに、ポスター掲示場等に掲示する。	
2	懸垂幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕を作成し、鳥取市、県東部庁舎に掲出する。	

3	啓発用物資の作成・配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、学校、公共施設、店舗等に設置・配布する。	
4	店舗、商店街等での啓発（店内放送等、街頭啓発）	鳥取市内の大型店等の店内放送、商店街放送及び鳥取市や事業所の有線放送、公共交通機関の車内アナウンス、街頭啓発を通じて投票日を周知する。	
5	マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発	TVCＭ、ラジオCM、新聞等による啓発を実施する。 マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事等を積極的に情報提供する。	県広報課枠
6	インターネットを活用した啓発	県選挙管理委員会ホームページに選挙行事等のお知らせを掲示するとともに、LINE等での画面広告等により啓発する。	
7	電光掲示板等による啓発	中国電力の電光掲示板を利用し、投票日等を周知する。	県広報課枠
8	デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発	大型小売店舗のレジ付近に設置されたデジタルサイネージに投票参加を呼びかける広告を掲示する。 大学等のデジタルサイネージでも同様に掲示する。	
9	バスへの広告掲出	民間会社のバスにバスマスク等を掲示して、投票日等を周知する。	
10	若年層への啓発	県内大学等と連携し、学内の掲示板等に啓発ポスターの掲示や啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知する。	
11	立候補者に対する申入れ	立候補者に対して、選挙ルール遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼する。	
12	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び中小企業団体中央会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼する。	
13	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表する。	告示日、投票日

### （３）街頭啓発実施要領

#### 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る街頭啓発実施要領 （鳥取市選管と共催）

- 1 趣 旨  
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に向けて、明るい選挙と投票参加を推進するため、街頭啓発活動を行う。
- 2 主 催  
鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会  
鳥取市選挙管理委員会、鳥取市明るい選挙推進協議会
- 3 実施日時  
令和6年3月16日（土）午前11時～正午
- 4 実施場所  
イオンモール鳥取北（モール棟入口付近）  
※雨天時は、ひさし（屋根）のある部分等で実施（風除室では不可）
- 5 参 加 者  
県選管委員 3名（金田委員、林委員、中井委員）  
県明るい選挙推進協議会 1名（山本会長）  
県選管事務局 4名（若原補佐、福井主事、高橋主事、長砂主事）  
鳥取市選管委員 4名（森山委員、西垣委員、池本委員、下村委員）  
鳥取市明るい選挙推進協議会 2名（佐々木会長、谷村副会長）  
鳥取市選管事務局 1名（田淵事務局次長）  
計 15名（鳥取県8名・鳥取市7名）
- 6 活動内容

選挙期日の周知及び投票の呼びかけを行う。

※イオン担当からの指示はないが感染症予防のためマスク着用（任意）

<内 容>

- ・選挙期日の周知、投票の呼びかけ
- ・啓発用携帯ウェットティッシュの配布
- ・啓発用風船の配布
- ・着ぐるみによるPR：めいすいくん
- ・啓発用ポスターによるPR
- ・ブルゾンの着用（県参加者）

7 準備物品 ※県準備

- ・着ぐるみ1体（めいすいくん）
- ・啓発用ウェットティッシュ
- ・啓発用風船
- ・選挙ブルゾン（県分）
- ・デジカメ

8 その他

報道資料提供予定 ※3月11日（月）の週

## （４）鳥取市啓発事業計画

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る鳥取市啓発事業計画

事業名	計画内容	実施予定日(注)		備考
		前日	当日	
1 広報車による啓発			○	
2 有(無)線放送・CATVによる啓発	日時等：令和6年3月15日～同月24日 ・CATV文字画面(静止画)放送 ・防災行政無線等放送(防災無線がある支所区域)			
3 広報紙による啓発	—			
4 その他(街頭啓発等)	・令和6年3月16日付け日本海新聞に記事下広告を掲載 ・告示日以降に県作成の啓発物資を窓口配布			

## 2 管理執行通知等

### (1) 文書図画の掲示の規制並びに寄附等の禁止の規制強化について

第 202300290765 号  
令和 6 年 2 月 1 6 日

立候補予定者及びその関係政治団体あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示並びに後援団体に関する寄附等の禁止の規制の強化について（通知）

当委員会は、本日、鳥取県議会議員補欠選挙を鳥取市選挙区において行うべき事由が生じた旨を別添の鳥取県公報のとおり告示しました。

これに伴ない、明日（2月17日（土））から鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の選挙期日までの間は、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）の政治活動用文書図画の掲示について公職選挙法（昭和25年法律100号。以下「法」という。）第143条第16項から第19項の規定により規制が強化されるとともに、後援団体等に関する寄附等の禁止についても法第199条の5の規定により禁止の規制が強化されます。

これら強化される規制の内容は、それぞれ下記のとおりとなっておりますので、ご留意いただきますとともに関係者にご周知いただきますようお願いいたします。

記

#### 1 政治活動用文書図画の掲示について

- (1) 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に立候補しようとする者（以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- (2) 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記（1）と同様であること。
- (3) 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する**禁止行為に該当しないものであること**。  
(ア) 立札及び看板の類については、次表に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの（縦150cm、横40cm以内で、県選挙管理委員会が交付する証票を貼り付けたものに限る。）。

公職の候補者等	6
当該後援団体	6

(イ) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中 사용되는もの。

(ウ) 法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

#### 2 後援団体及び候補者等に関する寄附について

- (1) 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- (2) 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。
- (3) 公職の候補者等は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体に対する寄附は除かれること。なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。

### (2) 補欠選挙を行うべき事由の発生について

事務連絡  
令和 6 年 2 月 1 5 日

鳥取市選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

鳥取県議会議員補欠選挙を鳥取市選挙区において行うべき事由の発生について  
当委員会は、本日、鳥取県議会議員から、公職選挙法第111条の規定に基づく鳥取県議会議員に欠員が生じ

た旨の通知を受領しました。

これに伴い、当委員会では、2月16日（金）に鳥取県議会議員補欠選挙を鳥取市選挙区において行うべき事由が発生した旨の告示を行うとともに、同日に委員会を開催し、下記の事項について決定することとなる予定ですので、事務処理に当たっては適切に処理していただきますようお願いいたします。

記

1 選挙期日等

- (1) 選挙期日 令和6年3月24日（日）
- (2) 選挙期日の告示日 令和6年3月15日（金）
- (3) 選挙すべき議員の数 2名

2 ポスター掲示場

ポスター掲示場の掲示板の区画数は「6」区画とすること。

3 選挙人名簿の整理

選挙人名簿の選挙時登録基準日等は、次のとおりとすること。

登録基準日	3月14日（木）※選挙期日告示日の前日。ただし、年齢については、3月24日（選挙期日）現在であること。
登録日	3月14日（木）※登録基準日と同日であること。

4 選挙長等

- (1) 選挙長 藤村実千子（鳥取県選挙管理委員会委員長）
- (2) 職務代理者 松崎 亮太（鳥取県選挙管理委員会事務局長）

5 今後の日程

- (1) 県・鳥取市選挙管理委員会委員長・事務担当者会議（オンライン）
  - ア 日時 令和6年2月26日（月）午後2時から
  - イ 場所 オンライン
- (2) 立候補予定者説明会
  - ア 日時 令和6年2月29日（木）午後2時から
  - イ 場所 鳥取県庁第22会議室（鳥取市東町1丁目271）

### （3）補欠選挙の執行について

第 202300291016 号  
令和6年2月16日

総務省自治行政局選挙部長  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各市町村選挙管理委員会委員長 } 様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の執行について（通知）  
鳥取県議会議員の欠員に伴う補欠選挙を下記の通り執行することとしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 選挙区 鳥取市選挙区
- 2 選挙の期日 令和6年3月24日（日）
- 3 選挙期日の告示日 令和6年3月15日（金）
- 4 選挙すべき議員の数 2名

### （4）施設等の利用に係る便宜供与について

第 202300294537 号  
令和6年2月20日

鳥取市長  
鳥取市教育委員会教育長  
中国財務局鳥取財務事務所長  
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長  
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長  
中国地方整備局倉吉河川国道事務所長  
西日本旅客鉄道株式会社米子支社長  
智頭急行株式会社代表取締役社長  
若桜鉄道株式会社代表取締役社長  
西日本電信電話株式会社鳥取支店長  
中国電力株式会社鳥取支社長  
日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長 } 様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における便宜供与について（依頼）  
各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、鳥取県議会議員鳥取市選挙区の欠員に伴う補欠選挙（以下「補欠選挙」という。）を以下のとおり執行することに決定しました。

	選挙期日（投票日）	選挙期日の告示日
補 欠 選 挙	令和6年3月24日（日）	令和6年3月15日（金）

については、この補欠選挙の執行に当たり、下記事項について鳥取市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）又は候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）に対しても、この旨御指導をいただきますよう併せてお願いします。

#### 記

#### 1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、鳥取市役所又は市委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の補欠選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とすることが多いものと思われます。

については、市委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来たすことがないようにお願いします。

#### 2 ポスター掲示場

市委員会は、補欠選挙の各候補者の人物等を有権者に周知させるため、法第144条の2及び「鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来、苦慮しているところです。

については、市委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5の規定（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨を御理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

#### 3 公営施設使用の個人演説会

補欠選挙の候補者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされております。

については、候補者から市委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、開催しようとする日の2日前までに公営施設が所在する市委員会に申し出ることとされ、この申出は告示日からできることとされていることから、公営施設を使用して個人演説会ができる期間は、選挙の告示日の翌々日（3月17日）から選挙期日の前日（3月23日）までとなりますので御注意願います。

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者であるときは、市委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行っていただきますようお願いいたします。

#### 4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますので御注意ください。

また、これらの建物等のほか、自動車、電車、バス、船舶、停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについても御留意いただきますようお願いいたします。

#### 【宛先】

鳥取県各部（局）長 様  
鳥取県各総合事務所長 様  
鳥取県企業局長 様  
鳥取県病院局長 様  
鳥取県教育委員会教育長 様  
鳥取県警察本部長 様

【発信者】

鳥取県選挙管理委員会事務局長

【題名】

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における便宜供与について（依頼）  
（略）

## （５）投票環境向上のための取組の推進について

第 202300294882 号

令和 6 年 2 月 2 1 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

投票環境向上のための取組の推進について（依頼）

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、また、選挙権は、住民が国や地方公共団体の代表者を選ぶという政治参加への最も基本的な権利です。

しかしながら、近年、投票区の設置基準の見直しや人口減少等に伴い、やむなく投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見されるところです。

については、選挙人の投票の機会を広く確保するため、下記の事項に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 投票区の設定に当たっては、公共交通の縮小、高齢化等の環境変化が選挙人の利便に与える影響を考慮していただくこと。
- 2 選挙の執行に際しては、必要に応じて、投票区又は期日前投票所の増設、共通投票所の設置、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の実施、投票所又は期日前投票所への移動支援その他の選挙人の利便を向上させるための措置に積極的に取り組むことにより、選挙人が投票しやすい環境を整備していただくこと。

## （６）ポスター掲示場減数協議について

第 202300291109 号

令和 6 年 2 月 1 6 日

鳥取市選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

（公印省略）

ポスター掲示場減数協議書の提出について（通知）

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の総数を減じる場合はあらかじめ県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。

については、ポスター掲示場の減数を行おうとする場合は、減数協議書を下記の要領により提出してください。

なお、減数を行わない場合については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和 6 年 2 月 2 7 日（火）
- 2 ポスター掲示場減数協議書（様式は別紙 1 のとおり）
  - （1）鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程（昭和 5 8 年鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号）別記様式により作成すること。
  - （2）作成に当たっては、減数協議書と設置計画表とは別葉とすること。
  - （3）ポスター掲示場の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、令和 6 年 1 2 月 1 日現在の定時登録の数によること。
- 3 ポスター掲示場の体裁等  
ポスター掲示場の区画数については「6」とされ、その体裁は、別紙 2 に準じることとされているので、設置予定場所を決定するに当たっては、設置予定場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握した上で決定すること。  
（別紙 1）

ポスター掲示場減数協議書

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条第 1 項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、下記のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

令和 年 月 日

（市町村）選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
  - 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
  - 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所
- 添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区の面積	法定の設置数 (A)	設置計画の数 (B)	増減 Δ ((B) - (A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、令和6年1月2日現在の定時登録の数によること。
- 2 「世帯数」は、令和6年1月31日現在の住民基本台帳人口によること。
- 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。

## (7) 住所移転者に係る証明書の交付について

第 202300292785 号  
令和6年2月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における住所移転者に係る証明書の交付について（通知）

このことについて、別添写しのとおり依頼しましたので、御承知ください。  
ついては、貴職におかれても遺漏のないよう御留意いただくとともに、証明書の交付申請に備え、あらかじめ関係部局と十分調整いただくようお願いいたします。  
（別添写し 略）

## (8) 住所移転者に係る証明書の交付について

第 202300292785 号  
令和6年2月20日

各市町村長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における住所移転者に係る証明書の交付について（依頼）

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙においては、選挙権の行使に必要な書類として、選挙人から、公職選挙法施行令第34条の2に規定される「引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書」（以下「証明書」という。）（住民基本台帳法第12条第1項の規定によって交付される住民票の写しでも可。）の交付申請がなされる場合があります（別紙概要のとおり）。

この証明書については、選挙人は、現に住所を有する市町村の長だけでなく、いずれの市町村の長に対しても交付申請をすることができることとなっております。

ついては、証明書の交付事務について、遺漏のないようご留意ください。

なお、証明書の交付申請の様式及び証明書の様式は、別添のとおりですので、念のため申し添えます。

（別紙及び別添 略）

## (9) 各種報告等について

第 202300296119 号  
令和6年2月20日

鳥取市選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における各種報告等について（通知）

標記選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、適切な処理をお願いします。

記

- この報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 報告等の方法は、ファクシミリによるものや文書によるものなどその方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備考
ポスター掲示場減数協議	別途通知 (2月27日)	文書	別途通知するところによること。		
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	2月27日	文書	10部	様式第1号	図面を添付すること。 選挙名を明記すること。
個人演説会等施設指定	2月27日	行政 イントラ	1部	様式第2号	報告期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	3月14日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第3号	正午まで ファクシミリ →0857-26-8129 報告後の異動は、15時00分までに 電話で一報した後、ファクシミリ又 は行政イントラで行うこと。
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	3月15日	行政 イントラ	1部	様式第4号	恒常承認・届出済のものも含め、繰上げ・繰下げを行うもの全てについて届出すること。
選挙当日有権者数	3月23日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第5号	正午までに送信すること。 報告後の異動は、15時00分までに 電話で一報した後、ファクシミリ又 は行政イントラで行うこと。
速報投票区投票速報	3月24日	電話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	3月24日	電子メ ール			
開票録	3月25日	持参			
期日前投票の中間状況等	別途通知	行政 イントラ			
年齢別投票者数	別途通知				
確定報告書	別途通知				
18歳、19歳の選挙人の数等(全数調査)	別途通知				

様式第1号

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

鳥取市選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地	設置位置の表示

- (注) 1 A4判の大きさを左綴じとすること。  
 2 A4判の大きさであれば、ポスター掲示場の設置場所の告示の余部を用いて作成して差し支えないこと。  
 3 一連番号は、ポスター掲示場の設置告示の一連番号と一致するものであること。  
 4 一覧表には、次により作成した図面を添付すること。

図面の作成方法

図面はなるべく縮尺2万5千分の1以上の大きさの地図を用いるものとし、これに投票区の区域、投票区名及びポスター掲示場の設置場所を表示すること。

ただし、市街地の場合及び既存の地図にこれらの表示をしても判り難い場合については、投票区単位程度に別の図面を作成すること。これらの表示の方法は原則として次によること。(別図参照)

- (1) 投票区の区域は、赤色の線で囲み記入すること。
  - (2) 投票区名は、投票区の番号をアラビア数字(固有の名称がある場合はその名称)で記入すること。
  - (3) ポスター掲示場の設置場所は、赤色の○印で表示し、ポスター掲示場の設置場所の告示の一連番号欄の番号を付すること。
- (別図 略)

様式第2号

個人演説会等会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

令和 年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	収容人員	備考

様式第3号

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙選挙人名簿登録者数報告書

鳥取市選挙管理委員会

令和6年3月14日現在(単位:人)

区分	定時登録日(R5.3.1)現在における名簿登録者総数(A)	(A)の登録に係る補正登録者数(B)	選挙時登録者数(C)	(C)の登録に係る補正登録者数(D)	随時抹消者数(E)	今回選挙時登録者数(R5.3.22)(F)	今回選挙時登録日(告示日前日)現在における名簿登録者総数(A+B+C+D-E+F)(G)	備考
男								
女								
計								

- (注) 1 「選挙時登録者数(C)」は定時登録日(R6.3.1)から、今回選挙時登録日(告示日前日)までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(E)」は定時登録日(R6.3.1)から今回選挙時登録日(告示日前日)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。
- 3 「今回選挙時登録者数(F)」は、告示日前日現在において登録の資格を有する者で、告示日前日に登録された者の数を記入すること。
- 4 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
- 5 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。
- 6 告示日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。(報告後数値に異動が生じた場合は、同日午後3時までにはその数を報告すること。)

様式第4号

投票所開閉時刻繰上げ・繰下げ届出書

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において、次のとおり投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)をすることとしたので届け出ます。

令和 年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

(1) 投票所

投票区の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間		恒久・今回限りの別	備考
		開	閉		
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載するとともに、繰上げ、繰下げする理由を記載すること。(農繁期における農家の仕事の状況、工業地帯における就業期間、地域的な日没時間等、地域の実情を踏まえて判断すること。)

(2) 期日前投票所

期日前投票所の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間		恒久・今回限りの別	備考
		開	閉		
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載すること。

様式第5号

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

鳥取市選挙管理委員会

選挙期日前日現在

区分	選挙時登録日 (R6.3.14) 現在登録者数 (A)	選挙時登録に係る 補正登録者数 (B)	随時抹消者数 (C)	選挙当日登録者数 (選挙期日) (D) = (A + B - C)	選挙当日有権者数 (選挙期日) (E)	備考
男						
女						
計						

(注) 1 選挙期日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。

2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権、転出者)も報告すること。

3 (E)欄については、選挙人名簿に登録されている者のうち、転出者(県外・県内とも)は除かれること。ただし、転出者、抹消者等であっても、3月22日までに期日前投票を行った者は含まれること。

4 報告後数値に異動が生じた場合は、選挙期日前日午後3時までにその数を報告すること。ただし、報告後における随時抹消等による数値の異動については、報告は不要であること。

(10) 委員会の決定事項について

第202300298012号

令和6年2月22日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公印省略)

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における委員会の決定事項について(通知)

当委員会は、鳥取県議会議員鳥取市選挙区の欠員に伴う補欠選挙(以下「補欠選挙」という。)を令和6年3月24日に執行することを決定し、併せて下記の事項についても決定しましたので、事務処理に当たっては適切に処理していただきますようお願いします。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙期日 令和6年3月24日

(2) 選挙期日の告示日 令和6年3月15日

(3) 選挙すべき議員の数 2名

2 投票用紙の様式

投票用紙の様式は(別紙1)のとおりとすること。

3 不在者投票用封筒等に押すべき印

補欠選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、その印は刷込み式とすること。

4 ポスター掲示場

ポスター掲示場の体裁は（別紙2）のとおりとし、掲示板の区画数は「6」区画であること。

なお、ポスター掲示場の作製及び設置に当たっては、別途送付の「ポスター掲示場設置要領」を参照すること。

5 選挙人名簿の整理

選挙人名簿の選挙時登録基準日等は次のとおりであるが、その整理に当たっては（別紙3）を参照すること。

登録基準日	3月14日（木） （ただし、年齢については、3月24日であること。）
登録日	3月14日（木） （登録基準日と同日であること。）
閲覧期間	3月15日（金） （告示日のみの1日間であること。）

6 選挙長等

- (1) 選挙長 藤村 実千子（鳥取県選挙管理委員会委員長）
  - (2) 職務代理人 松崎 亮太（鳥取県選挙管理委員会事務局長）
- （別紙1及び2 略）  
（別紙3）

告示日：令和6年3月15日  
選挙期日：令和6年3月24日

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の整理

1 選挙人名簿登録基準日					
(1) 登録基準日	令和6年3月14日（木） （ただし、年齢については、3月24日（日）とする。）				
(2) 登録日	令和6年3月14日（木） （登録基準日と同日であること。）				
(3) 閲覧期間	令和6年3月15日（金） （告示日のみの1日間であること。）				
2 選挙時登録					
(1) 年齢要件	平成18年3月25日以前に出生した者で、				
(2) 住所要件	↓ 令和5年12月14日以前に転入届をした者を、				
(3) 登録	↓ 令和6年3月14日（木）に登録する。				
3 選挙時登録（表示登録制度に係るもの）					
(1) 年齢要件	令和6年3月定時登録において選挙人名簿に登録されておらず 平成18年3月25日以前に出生した者で、				
(2) 住所要件	↓ 住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、令和5年11月14日以後に転出した者を、				
(3) 登録	↓ 令和6年3月14日（木）に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録する。				
4 随時抹消					
(1) 登録基準日まで	令和6年3月14日（木）までに、 令和5年11月13日以前に転出した者を抹消すること。				
(2) 選挙期日まで	令和6年3月24日（日）までに、 令和5年11月23日以前に転出した者を抹消すること。				
5 令和6年3月24日（日）の選挙人名簿の状態					
平成18年3月25日以前に出生した者で、					
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年12月14日以前に転入届をした者は、登録されており、                      令和5年12月15日以後に転入届をした者は、登録されていない。                 </div> </td> <td style="border: none; font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年11月23日以前に転出した者は、抹消されており、                      令和5年11月24日以後に転出した者は、「転出」の表示又は                      「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして                      登録されている。                 </div> </td> <td style="border: none; font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年12月14日以前に転入届をした者は、登録されており、                      令和5年12月15日以後に転入届をした者は、登録されていない。                 </div>	}	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年11月23日以前に転出した者は、抹消されており、                      令和5年11月24日以後に転出した者は、「転出」の表示又は                      「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして                      登録されている。                 </div>	}
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年12月14日以前に転入届をした者は、登録されており、                      令和5年12月15日以後に転入届をした者は、登録されていない。                 </div>	}				
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     令和5年11月23日以前に転出した者は、抹消されており、                      令和5年11月24日以後に転出した者は、「転出」の表示又は                      「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして                      登録されている。                 </div>	}				



・登録日 3月14日(木)

この場合において、告示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件は、登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において鳥取市に3ヶ月以上住所を有していることを要すること。したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

- (2) 住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」(平成30年3月28日付総行選第20号、総行住第46号)の趣旨を踏まえ、住民基本台帳部局と十分に連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されないことがないよう留意すること。特に、学生等で住所の認定について疑義の生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。
- (3) 閲覧の申出は、告示日から選挙期日後5日に当たる日までの間は原則としてできないが、例外として、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、法第24条第1項の異議申出期間(選挙時登録が行われた日の翌日)に限り閲覧させなければならないこと。
- (4) 選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する厳格な取扱いについて(通知)」(平成29年9月29日付総行選第113号)を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

### 3 登録の移替え

市委員会が、当該市の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしないことができる期間は、政令第17条の規定により、選挙を行うべき事由が生じた日(2月15日)から選挙期日(3月24日)までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、期間を定めたときはその旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

### 4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

### 5 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告については、「令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における各種報告等について(通知)」(令和6年2月20日付第202300296119号(以下「各種報告等通知」という。))で通知したところにより報告すること。

## 第3 投票

### 1 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色をそれぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印(刷込み式)とすること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
補欠選挙	白 色	黒 色

- (2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印(刷込み式)とすること。

- (3) 投票用紙は、次の日程で送付すること。

区 分	期 日	備 考
補欠選挙	3月11日(月)	第1回物資輸送

- (4) 投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに受払簿の整備について十分留意すること。

### 2 投票所の設備等

- (1) 投票所は選挙人の利便を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、エレベーター等の昇降設備のない2階以上の部屋に設けないように特に留意すること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子利用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。

なお、期日前投票所や市委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

- (2) 投票所の設備は、選挙期日の前日(3月23日)までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第17条の規定に準じて適正な配置をすること。

また、選挙人に分かりやすくするため、案内図の表示、順路の明示等の措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な者の誘導等についても、十分な配慮を行うこと。

- (3) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

- (4) 投票所内の氏名等の掲示に当たっては、複数の者が事前に確認を行う等の方法により、その内容に誤りがないよう十分留意すること。また、破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

- (5) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、令和6年2月21日付第202300294882号「投票環境向上のための取組の推進について（依頼）」によること。
- (6) 投票所、期日前投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、そのことを選挙人に周知するとともに十分なスペースの確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。
- 3 選挙人名簿の対照  
個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。
- 4 投票管理者及び投票立会人の選任  
(1) 投票管理者、その職務代理者及び投票立会人の選任要件は「選挙権を有する者」であり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。  
また、選任に当たっては、性別や年齢について前例にこだわらず選任するなどして、気軽に投票できるような雰囲気を醸成すること。
- (2) 投票管理者及びその職務代理者について、一の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う交替制を採用する場合は、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるようにすること。
- (3) 投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。  
また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。
- 5 投票所開閉時刻の届出  
(1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうので、単に選挙人の投票に支障を来さないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第40条第2項の規定により、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。また、当該投票区の選挙人に混乱の生じないよう、あらかじめ十分な周知を行うこと。
- 6 投票事務の取扱い  
その他の投票事務の取扱いは、別途配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。
- 7 代理投票  
代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行うこと。特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことがないよう十分留意し、補助者は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。  
また、代理投票制度の周知及び理解を図り、重度の障がいのある選挙人等への対応に当たっては、本人の意思を確認しないまま安易に代理投票を行うことがないよう十分配慮すること。
- 8 点字投票  
点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。  
なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いがないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別に配付する「投票事務取扱要領」によること。
- 9 期日前投票  
(1) 期日前投票制度の周知  
期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報誌、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。
- (2) 期日前投票を行うことができる者  
ア 期日前投票は選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。  
したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。  
イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。なお、事由に該当する旨の宣誓については、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたこと。
- (3) 期日前投票所の設置  
ア 期日前投票所は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。  
この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は告示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の4で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。

なお、掲載順序については、市委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。

(4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ又は繰り下げることができること。

ア 市委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

イ 市委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限り、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

この場合、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第48条の2第6項で読み替えて準用される法第40条第2項の規定により直ちにその旨を告示し、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

(5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

イ 期日前投票は、選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、投票所と同様に投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 期日前投票に用いる投票箱及びその鍵の管理に万全を期すること。

イ 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

ウ 期日前投票所と不在者投票記載場所を併設する場合には、それぞれの投票方法が異なることから、選挙人の混乱を招かないよう受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

エ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、期日前投票録等を市委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

10 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

投票当日に、選挙権を有しない者であっても、選挙期日には選挙権を有すると見込まれる場合には、期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことができることについて周知を図ること。

また、鳥取市に3ヶ月以上引き続いて居住していた者が県内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村に住所を有してから3ヶ月に満たない場合であっても、当該他の市町村において不在者投票ができることについて周知を図るとともに、早めの不在者投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。同時に、不在者投票用紙等の交付を請求する際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認を申請する必要があることについても周知すること。

(2) 不在者投票の管理執行

不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。特に、不在者投票の送致漏れや投票箱への投函漏れなどの誤りが生ずることのないよう、各投票所における投票事務が万端に処理できる体制を整備すること。

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日には選挙権を有することが見込まれるが選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態であること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。なお、事由に該当する旨の宣誓については、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたこと。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることが

できないので留意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続が必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日（3月20日）までに、市委員会の委員長に対して、選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ 国外における不在者投票に関する事項

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日（3月19日）までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日（3月21日）までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、各選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日（3月23日）までであること。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（3月20日）までに行わなければならないものであること。

(4) 投票用紙等の交付

告示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、3月15日（告示日）以後直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、告示日前において市委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条第1項の規定により、3月15日（告示日）に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

告示日の翌日から選挙期日の前日（3月23日）までの間、不在者投票管理者である市委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。なお、掲載順序については、市委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.1 県内の他の市町村に住所移転した者の投票

(1) 鳥取市の選挙人名簿に登録されている者で、県内の他の市町村の区域内に住所を移転した場合においてなお選挙権を有するときは、現に選挙人名簿に登録されている市（鳥取市）において、引き続き県内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けて期日前投票、不在者投票又は選挙期日当日の投票をすることができること。

なお、鳥取県内に住所を有し続けている者について、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも選挙権を失わないので、注意すること。

(2) 「引き続き県内に住所を有することの確認」は、次のとおり行うこと。

ア 選挙人が、投票管理者に対し、引き続き鳥取県内に住所を有することの「確認申請」を行う。

イ 投票管理者は、当該選挙人からアの申請を受けた場合には、直ちに、選挙人名簿に登録されている市委員会に対し、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することの「照会」を行う。

ウ 市委員会は、投票管理者からイの照会を受けた場合には、直ちに、住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）に基づき、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを「回答」する。

エ 投票管理者は、ウの市委員会からの回答に基づいて、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを確認する。

(3) 市委員会は、(2)の事務手続を行うために、万一機器の障害が発生し、本人確認情報の即時提供を受けることができない場合の対策として、選挙人名簿に登録されている法第9条第3項の規定により補欠選挙の選挙権を有する者について、あらかじめその者に係る本人確認情報を習得し、当該情報を保存しておくことが望ましいこと（平成29年9月8日付総務省自治行政局選挙課事務連絡「引き続き都道府県の区域

内に住所を有することの確認に関する取扱い上の留意事項について」参照。

#### 第4 開票

##### 1 開票の順序等

開票は即日開票すること。

##### 2 開票管理者及び開票立会人の選任

- (1) 開票立会人は、補欠選挙の候補者が、補欠選挙の開票区における選挙人名簿に登録された者のうちから定め、開票立会人となることについての承諾書を添付して、3月21日（選挙期日の3日前）までに市委員会に届け出ることになっていること。
- (2) 開票立会人は常に3人以上10人以下でなければならないこと。
- (3) 届け出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上のときは、その者の中から市委員会がくじで10人を定めること。
- (4) (3)の結果、同一の政党その他の政治団体の候補者から届け出のあった者が3人以上あるときはその中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となることができないこと。
- (5) 開票立会人が3人に達しないとき、又は3月23日（選挙期日の前日）までに3人に達しなくなったときは、市委員会が3人に達するまで選任し、直ちに本人へ通知すること。

##### 3 開票事務の取扱い

その他開票事務の取扱いについては、別途送付の「開票事務取扱要領」により実施するものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担軽減及び諸経費の節減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。  
については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。
- (2) 投票の効力の判定について、事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。
- (3) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する選挙事務従事者の配置や事務分担について工夫するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。
- (4) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。  
また、「選挙の厳正な管理執行の確保について（平成30年4月17日付け総行管第130号）」を踏まえ、法令遵守の徹底を図るとともに、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。
- (5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を同時に行うものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。
- (6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。  
特に、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行う等してその原因を調査し、安易に処理することのないように留意すること。

##### 4 開票録の検収

開票録については、令和6年2月20日付第202300295318号「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の開票録等の検収について（通知）」で通知したところにより、検収日（3月25日）に持参すること。

##### 5 投票、投票録及び開票録の保存

投票は「投票用紙の適切な保管について（平成30年12月7日第201800249908号）」を踏まえ、有効、無効を区別し、投票録及び開票録を併せて、当該選挙に係る議員の任期間保存すること。

#### 第5 選挙公営

##### 1 ポスター掲示場

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配布した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を図ること。
- (2) 掲示板の区画番号は、一連番号であること。
- (3) ポスター掲示場の維持管理については万全を期し、倒壊・破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (4) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日（3月24日）においては、補修する場合を除いては、再掲示することはできないので留意すること。
- (5) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「各種報告等通知」に定めると

ころにより、所定の期限（2月27日）までに県委員会に提出すること。

## 2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時の予定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。
- (2) 市委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限（2月27日）までに報告すること。
- (3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

## 3 選挙公報

各選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日の前2日（3月22日）までであるが、市委員会には3月16日に送付するので、あらかじめ配布計画を立てておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、各世帯、各指定病院等へ配布すること。

## 第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、政党その他の政治団体による政治活動が法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるよう関係当局との連絡を密にするとともに、違法なポスター等の掲示については「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示並びに後援団体に関する寄附等の禁止の規制の強化について（通知）」（令和6年2月16日付第202300290765号）で通知したところにより、適切に措置すること。

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに、補欠選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、告示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。（法第201条の14第1項）

## 第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別に配付する「投開票速報実施要領」により速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。
- 2 投票率を推定するため、別途通知するところにより、投票状況の報告を求めること。

## 第8 啓発活動

今回の選挙においては、別途通知する「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る啓発について」（令和6年2月21日付第202300297535号）で通知したところにより、市委員会においても、選挙が円滑に執行されるよう市町村明るい選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

なお、啓発活動に当たっては、次のことに特に留意すること。

- 1 高等学校や大学などをはじめ、教育委員会等の関係機関と十分に連携し、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨の周知や市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 2 選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。

## 第9 その他

- 1 点字による候補者の氏名表を作成し、配布する予定であり、これに関する事項については、別途通知する予定であること。  
また、点字又は音声による「選挙のお知らせ」を配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。  
指定病院等から点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。
- 2 投・開票事務に従事する者については、選挙の公正や投票の秘密保持に遺漏のないようにすること。
- 3 選挙執行委託費の経理に当たっては、必要資材の調達、選挙の執行体制等について従来の慣行にとらわれことなく、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、全般的に検討を加え、事前に周到な計画を立てて、経費の効率的な支出に努めること。
- 4 補欠選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。
- 5 天災その他避けることのできない事故等により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときの対応等については、「災害等により投票日当日投票ができない場合の対応等について（通知）」（令和3年9月3日付第202100132083号）によること。

## (12) 違反文書図画の措置等について

第 202300295790 号  
令和 6 年 2 月 2 6 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公印省略)

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における違反文書図画の措置等  
について (通知)

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 (以下「県議補欠選挙」という。)を前に立候補予定者の氏名等を表示したポスター、立札及び看板等の文書図画について、告示の前後にかかわらず違法であるものをそのまま放置しておくことは、選挙の公正を著しく阻害することになります。

これらの文書図画については、下記により措置することとしましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、このことについては、鳥取県警察本部と別紙のとおり協議済みですので、念のため申し添えます。

記

### 1 選挙運動用文書図画

#### (1) 県の選挙管理委員会が行う措置

県議補欠選挙の告示前に掲示されている候補者等に関する文書図画で、公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。) 第 1 4 7 条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

#### (2) 市の選挙管理委員会が行う措置

県議補欠選挙の告示後に掲示されている候補者等に関する文書図画で、法第 1 4 7 条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

### 2 政治活動用文書図画

#### (1) 県の選挙管理委員会が行う措置

県議補欠選挙の告示前に掲示された文書図画で、法第 2 0 1 条の 1 4 第 2 項の規定による撤去命令の対象となるものについて、告示後に撤去命令を発すること。

#### (2) 市の選挙管理委員会が行う措置

県議補欠選挙の告示後に掲示されている政治活動用文書図画で、法第 2 0 1 条の 1 1 第 1 1 項の規定による撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

### 3 その他

(1) 県議補欠選挙の告示日から選挙期日までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、鳥取市の全域において、その政治活動を規制されることとなるが、県議補欠選挙における確認団体となった場合には、一定の範囲内でその規制された政治活動を行うことができるものであること。

(2) 2については、政治活動用ポスターで当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、その日のうちに当該選挙区において当該ポスターを撤去しなければならないこと。

(3) 警察機関が 1 又は 2 に該当する文書図画の掲示事実を発見したときは、県議補欠選挙の告示後の違反については、所轄の警察署から鳥取市の選挙管理委員会に通知されるものであること。

(4) 撤去命令を発するに当たっては、別紙「違反文書図画」を参照の上、その根拠条文に正確を期すること。

(5) 撤去命令の相手方は、当該文書図画に掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者、それ以外のものについては当該文書図画の表示に係る者又はその団体の代表者とする。

(6) 撤去命令を発する際は、参考「撤去命令文書様式」を参照すること。

(7) 撤去命令を発したときは、当該命令書の写しを所轄警察署に 1 部、県の選挙管理委員会に 2 部送付すること。

(8) 撤去命令に関する文書は、全て速達及び配達証明で処理すること。

(9) 違反についての確認が困難なもの及び選挙運動用と政治活動用との区別が困難なものについては、県の選挙管理委員会と協議すること。

(別添、別紙及び参考 略)

## (13) 諸物品の輸送計画について

第 202300293818 号  
令和 6 年 2 月 2 1 日

鳥取市、境港市、岩美町及び琴浦町 選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長 (公印省略)

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において使用する諸物品の輸送計画について (通知)

このことについて、下記のとおり輸送 (受渡し) しますので、確実に受領していただきますようお願いいたします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特

をお願いします。

記

1 輸送（受渡し）日程等

第1回 令和6年3月11日（月） ※投票関係物資等

- ・鳥取市、境港市、岩美町及び琴浦町が対象です。
- ・事務局職員が各市役所及び役場庁舎へ持参します。
- ・詳細の到着時間は別途連絡しますが、鳥取市、岩美町及び琴浦町は午前中、境港市は午後に到着の見込みです。

第2回 令和6年3月16日（土） ※選挙公報

- ・鳥取市のみ対象です。
- ・詳細は、別途選挙公報担当者から連絡します。

第3回 令和6年3月19日（火） ※投開票関係諸用紙等

- ・鳥取市のみ対象です。
- ・事務局職員が鳥取市役所へ持参します。
- ・詳細の到着時間は別途連絡しますが、午前中に到着の見込みです。

2 輸送（受渡し）物品の種類及び数量

別紙のとおり

3 留意点

諸物品の受渡しに当たっては、本人確認のための身分証明書（職員証等）の提示をお願いします。また、受領書へのご署名（印鑑は不要）をお願いします。

（別紙 略）

## （14）指定病院等における不在者投票の管理執行について

第202300298918号  
令和6年3月6日

各指定病院長  
各指定老人ホームの長  
各指定身体障害者支援施設長  
各指定保護施設長  
鳥取刑務所長  
米子拘置支所長  
鳥取少年鑑別支所長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る指定病院等における  
不在者投票の管理執行について（通知）

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙（以下「県議補欠選挙」という。）において、貴施設（以下「指定病院等」という。）で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領（以下「要領」という。）」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願いします。

なお、このたびの県議補欠選挙につきましては、不在者投票管理者説明会は開催いたしませんのでご承知ください。また、この通知は鳥取市の有権者の入所の有無に関わらず、県内の全ての不在者投票施設にお送りしています。

記

1 基本的事項

（1）不在者投票制度は、選挙期日の前日までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。

なお、法令等の解釈等について疑義が生じたときは、当委員会又は鳥取市の選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）と相談の上処理すること。

（2）不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求されるため、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間

（1）選挙期日等は、次のとおりであること。

選挙期日	選挙期日の告示日
3月24日（日）	3月15日（金）

（2）不在者投票ができる期間は、選挙期日の告示日の翌日から、選挙期日の前日までであること。

選挙期日の告示日の翌日	選挙期日の前日
3月16日(土)	3月23日(土)

### 3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、次のとおりであるので、十分留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

投票用紙の色	文字の色	投票方法
白 色	黒 色	候補者の氏名を記入

※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール（「ケンギ」）が貼ってあること。

### 4 不在者投票ができる者

- (1) 指定病院等で県議補欠選挙の不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院（所）している選挙人（鳥取県内の市町村に住所を有し、かつ、鳥取市の選挙人名簿に登録されているものに限る。）で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設の職員や入所者の付添人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

- (2) 県議補欠選挙は、鳥取市の選挙人名簿に登録されている選挙人が、県内の他市町村に住所を移しても選挙権を有するものとされること。

また、このような選挙人については、引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認を受けて不在者投票を行う必要があること。

なお、証明書は、いずれの市町村においても交付の申請をすることが可能であり、引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認の申請は、その登録されている選挙人名簿の属する市委員会に投票用紙等の請求の際、行うことができること。

### 5 投票用紙等の請求・交付

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）し、又は収容している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。

- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日の告示日（3月15日）以前においても請求が可能であるが、市委員会が交付するのは、原則として選挙期日の告示日の翌日以降であること。

- (3) 投票用紙等の紛失は、選挙人の投票する機会の損失や、悪意ある第三者による不正投票等につながるおそれがあることから、投票用紙等の受け渡し時の確認及びその体制の整備を行うとともに、適時に保管状況の確認を行うなど、投票用紙等の適切な管理を徹底すること。

### 6 投票の手続等

- (1) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院（所）し、又は収容している選挙人が自由に出入りできる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。

- (2) 投票に当たっては、自由、公正、平等を旨とし、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。

- (3) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるほか、「その他の方法」により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと。なお、立会人の選定は、施設の所在する市町村の選挙管理委員会に相談すること。（本日付第202300295164号本職通知参照）。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

- (4) 代理投票の手続は、投票の秘密保持に厳正を期するとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対のないよう留意すること。

また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導し、又は選挙人の指示を確認しないまま記載したと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の指示を確認するとともに、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

- (5) 指定病院等においては、候補者の氏名及び党派別の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者の氏名及び所属党派を確認したい旨の申出があった場合は、別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（告示日の翌日発送）又は市委員会から送付される選挙公報を受付て提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。この場合において、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないものであることに注意すること。

(6) 今回の選挙においても、視覚障がい者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製していること。

市委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配付の要領中「点字投票用紙の選挙種類の点字表示」を参照すること。

(7) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続を経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

(8) 投票者の署名を確認した後、不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒に投票の年月日、投票の場所及び氏名を記載し、さらに、立会人が署名すること。

なお、立会人の署名については、必ず自書でなければならないこと。

(9) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（3月24日）までに、市委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きした上で、特定封筒郵便物の交付記録郵便（レターパック）により早期に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、別途通知する請求手続により交付されるものであること。

8 その他

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

## (15) 電力又は通信線等の確保について

第 202300302604 号  
令和 6 年 2 月 2 8 日

中国電力ネットワーク株式会社山陰ネットワークセンター所長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の開票日における電力の確保  
について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙においては、投票終了後、引き続いて開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、鳥取市の開票予定場所等は下記のとおりですので、開票当日から翌日未明（3月24日（日）から翌25日（月））にかけ、停電等のないよう、電力確保について格別の御配慮をお願いします。

また、当日は、鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220）において、開票速報事務を行うこととしておりますので、その電力確保についても併せて格別の御配慮をお願いします。

記

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 開票予定場所及び予定時刻表

団体名	開票の場所	県議補欠選挙		
	施設の名称	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻
鳥取市	鳥取市立鳥取市民体育館	21:30	21:00	23:00

第 202300302604 号  
令和 6 年 2 月 2 8 日

西日本電信電話株式会社鳥取支店長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の開票日における通信線等の確保  
について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙においては、投票終了後、引き続いて開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、鳥取市の開票予定場所等は下記のとおりですので、開票当日から翌日未明（3月24日（日）から翌25日（月））にかけ、通信線等の確保について格別の御配慮をお願いします。

記

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 開票予定場所及び予定時刻表

団体名	開票の場所	県議補欠選挙		
	施設の名称	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻
鳥取市	鳥取市立鳥取市民体育館	21:30	21:00	23:00

## (16) 投票及び開票事務の取扱いについて

第 202300292033 号

令和 6 年 2 月 2 6 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公 印 省 略)

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における投票及び開票事務の取扱い  
について (通知)

令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 (以下「県議補欠選挙」という。)における投票及び開票事務の取扱いについては、「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の管理執行について (通知)」(令和 6 年 2 月 2 6 日付第 2 0 2 3 0 0 2 9 5 6 0 9 号本職通知) によるほか、下記の事項にご留意の上、適切な事務処理をお願いします。

### 記

#### 1 投票事務

投票事務の取扱いについては、別途配布する「投票事務取扱要領」及び「期日前投票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

##### (1) 選挙期日当日の投票所における投票

###### ア 投票管理者及び職務代理人

- ① 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、鳥取市選挙管理委員会 (以下「市委員会」という。) が投票管理者及び職務代理人を選任すること。
- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。  
したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務の全てについて常に注意しなければならないこと。  
なお、職務代理人がその職に就いたときも同様であること。
- ③ 投票管理者と職務代理人は、同時に席を空けてはならないこと。
- ④ 一の投票所において 2 人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

###### イ 投票立会人

- ① 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、市委員会が投票立会人を選任すること。
- ② 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ③ 投票には常に 2 人以上 5 人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ④ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

###### ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

###### エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の告示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。  
入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、必ず県議補欠選挙の選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が 一見して分かるよう案内図等を掲示しておくこと。
- ④ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑤ 投票所内及び投票記載台の氏名等掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。
- ⑥ 選挙人に投票の記載方法の周知を図るため、その周知方法について工夫をすること。
- ⑦ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑧ 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票を作成し送付するので、必ず

投票所に備えおき別途通知するところにより取り扱うこと。

- ⑨ 投票所には必ず時計を用意し、投票所の入口を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。
- ⑩ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑪ 高齢者や歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6 その他」参照）

#### オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は直ちに2人に達するまで選挙権を有する者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人の申し立てた内容と本人自身をよく見比べるなどして、当該選挙人本人であることを確認すること。  
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、次により処理すること。  
(ア) 他の市町村へ転出した場合でも元の住所地の選挙人名簿には4ヶ月間表示がされて登録されたままになっているが、表示中であっても、その転出先が県内の市町村で、かつ、当該選挙の選挙権を有する者は、転出先の住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、元の住所地で投票させることができること。

この場合、引き続き鳥取県内に住所を有する旨のいずれかの市町村長の証明書又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認が必要であること。

- (イ) 当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめること。

なお、二重登録の可能性のある者については、あらかじめ転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。

- ⑥ 補正登録すべき者がある場合は、市委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、選挙人に黙って渡さず、1枚ずつ「この投票用紙は県議補欠選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」といったように、はっきりと相手に伝えること。
- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを右上から右下の方向に貼付して交付すること。  
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「点字でケンギと選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。候補者1名の氏名を記載してください。」などと説明すること。
- ⑨ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。

代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、別に補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

#### カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて行うこと。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、投票録を正副2通作成し、署名すること。  
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者は含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者も含まれるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。  
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

#### (2) 期日前投票所における投票

期日前投票は、3月16日（土）から行われることとなるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

##### ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者は、選挙権を有する者の中から市委員会が選任すること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理す

## 5 開票録等及び確定報告書の検収

開票録等の検収は3月25日(月)に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。

## 6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組が盛んに検討、実践されているところであるので、貴市においても、本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の統一地方選挙、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組みを行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるように設備すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導を行うこと。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名等の内容を容易に確認できるよう、可能な限り便宜を図ること。

(7) 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたため、期日前投票及び不在者投票の執行において留意すること。

ることとなること。

- ③ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

イ 投票立会人

- ① 市委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。  
② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が、選挙期日当日の投票立会人と異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、県議補欠選挙の選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。  
② 告示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に県議補欠選挙の候補者氏名及び党派名を掲示すること。  
③ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票事務の手続に関する留意点

- ① 投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。  
② 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合の処理は、(1)オ⑤と同様であること。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。  
② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印すること。  
③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に保管することも可能であること。  
④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。  
⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市委員会へ送致し、選挙の期日に市委員会が開票管理者へ送致すること。  
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録、選挙人名簿の抄本等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配布する「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

- ア 選任に当たっては、県議補欠選挙の選挙権を有する者の中から、市委員会が開票管理者及び職務代理者を選任すること。  
イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全てについて、常に注意しなければならないこと。  
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。  
ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

- ア 開票立会人は、候補者が、鳥取市の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目（3月21日（木））の午後5時までに市委員会に届け出ることになっていること。  
イ 開票立会人は、3人以上10人以下でなければならないこと。  
この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。  
また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。  
この場合の政党等の所属とは、候補者の立候補届出の所属政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

- ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、市委員会の「書記」に兼務させておくこと。  
イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事

前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウェア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

#### (4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、県議補欠選挙の選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

オ 開票所の照明については特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、開票区内の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

#### (5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、開票立会人が3人以上いること及び全ての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、鳥取市の選挙人名簿に登録されている者の中から補充選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、各投票区の投票の内容が分からないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

#### (6) 投票の処理

ア 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理を迅速に行うことができるよう協力を得ること。

イ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくこと。

ウ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

エ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

オ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

カ 開票管理者は、開票が終了したときは、開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

### 3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

#### (1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

#### (2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読みあわせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

### 4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

県議補欠選挙における選挙人名簿の整理及び当日有権者数の報告については、「令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における各種報告等について（通知）」（令和6年2月20日付第202300296119号鳥取県選挙管理委員会事務局長通知）及び「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における委員会の決定事項について（通知）」（令和6年2月22日付第202300298012号本職通知）により通知したところであるので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数については、告示日前日の正午までに報告すること。

(2) 当日有権者数については、選挙期日前日の正午までに報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転等により表示がなされている者は、鳥取県内の移転であっても含まれないので注意すること。

### 3 投開票速報

#### (1) 投開票状況公表要領

##### 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 投開票状況公表要領

令和6年2月19日  
鳥取県選挙管理委員会事務局

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙（以下「県議補欠選挙」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行います。

#### 1 投票状況の公表

##### (1) 推定投票率

ア 推定投票率は、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907番地

イ 公表の時間及び方法

時間	方法
11時、16時現在の推定投票率（計2回）	1) 一覧表を県政記者室に提供（紙媒体・16部） 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) 鳥取県選挙管理委員会ホームページ（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間の取扱い

〔市→県：10時50分から11時00時までの間に県へ報告。〕

〔県選管：11時00分現在を11時10分までに公表。〕

ウ 推定投票率の算定方法

(ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、11時の公表時点から当該速報投票区の分の数が加えられています（16時の報告時と同様）。

(イ) 不在者投票の扱い

不在者投票者数については、この算定から除外されています。

(ウ) 鳥取市全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率（%）により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\left( \begin{array}{c} \text{鳥取市の男の} \\ \text{当日有権者数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{鳥取市の女の} \\ \text{当日有権者数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right)$$

(鳥取市の当日有権者数)

##### (2) 確定投票率

区分	時間	方法
県議補欠選挙 《投票速報（個票）を県計 集計表として公表》	最終確定時	1) 帳票を県政記者室に提供（紙媒体・16部） 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信（Excel形式）

#### 2 開票状況の公表

区分	時間	方法
県議補欠選挙《開票速報（個票）を県計集計表として公表》		
中間報	21時30分 から30分おき	1) 帳票を着信の都度県政記者室に提供（紙媒体・16部） 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 帳票をメール送信（Excel形式）
確定報	最終確定時	1) 帳票を着信の都度県政記者室に提供（紙媒体・16部） 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 帳票をメール送信（Excel形式）
法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果 最終確定時	上記1)～4)に同じ ※最終確定時の帳票に記載。

※「21時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。〕

### 3 その他

市における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会へ報告後、市選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

#### 別添 1

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 投開票状況県選管公表時刻一覧表

区分	公表項目	公表方法	公表時刻
推定投票率 投票速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日有権者数（推定）</li> <li>推定投票率</li> </ul>	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ ホームページ	11:00 16:00
投票速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日有権者数</li> <li>投票者数</li> <li>棄権者数</li> <li>投票率</li> </ul>	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	最終確定時
開票速報	[得票状況][開票結果]合わせて1帳票 <ul style="list-style-type: none"> <li>候補者別得票数</li> <li>有効投票数</li> <li>無効投票数</li> <li>持ち帰りその他</li> <li>投票者総数</li> <li>開票率</li> </ul>	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ  （中間報は、開票率、候補者別得票数、 得票数合計のみ）	21:30 22:00 22:30 23:00 23:30 00:00 00:30 (30分おき) ～最終確定時

#### 別添 2

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 開票予定場所及び予定時刻表

団体名	開票の場所		県議補欠選挙		
	施設の名称		投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻
鳥取市	鳥取市立鳥取市民体育館		21:30	21:00	23:00

## (2) 投開票速報実施要領

第 202300290520 号  
令和 6 年 2 月 1 9 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公印省略)

鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における投開票速報実施要領の制定について (通知)  
令和 6 年 3 月 2 4 日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 投開票速報実施要領」により実施しますので通知します。  
記載事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

### 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 投開票速報実施要領

#### 1 通常時の速報報告

- 鳥取市からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則として電子メールにより行います。
- 県選挙管理委員会 (以下「県選管」という。)へ電子メールを送信した後、送信状況を確認してください。
- 開票所には、県選管の職員 2 名を派遣します。

#### (0) 一般的事項

① 県選管への報告は、次の様式 (A 4 版縦) により行ってください。

区分	様式
投票速報、開票速報、開票速報 (中間報)	予め県選管の了解を受けた市調製様式
無効投票速報	鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 無効投票速報発 (受) 信票 ※県選管が定めた様式

- ② 送信前に必ず記入者以外の者との 2 人 1 組で読合せを行ってください。
- ③ 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れたり遅れたりすることのないようにしてください (速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため)。  
予定時刻までに報告がない場合は、県選管事務局長の指示により、督促することがあります。
- ④ 送信のあった投票速報及び開票速報 (中間報を含む) は、県選管から報道機関へ写しを提供します。

#### (1) 当日有権者速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票前日 1 2 時まで	県選管に電子メールにより報告

#### (2) 投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県選管に電子メールにより報告

- 報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数値を報告してください。
- 当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。
- 選挙当日の有権者数について、投開票日の前日に報告した数値から異動がある場合は、必ず異動理由を様式下部に記載してください。

(例) 死亡により 男 1 名 女 1 名 計 2 名減 引き続き証明により 男 2 名 女 1 名 計 3 名増

#### (3) 開票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》投票の点検、集計が終わり次第 《中間報》2 1 時 3 0 分から 3 0 分おき報告 (例) 2 1 時 3 0 分については、2 1 時 2 0 分までに報告 ※中間報は、「開票率 0」の場合でも必ず行うこと。	県選管に電子メールにより報告

- 市町村における投開票状況の公表は、県選管に報告した後、市選管において柔軟に対応してください。

#### (4) 訂正報

- 報告した数値に間違いを発見した場合は、次のとおり直ちに訂正速報を行ってください。
- ア 余白に訂正理由を記入し、数値を修正した上で、帳票の訂正箇所の該当数値の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にメール送信する。
- イ アの直後に開票現場にいる県選管の職員に口頭で報告する。

#### (5) 無効投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 開票速報 (確定報) に引き続き	無効投票の内訳を県選管に電子メールにより報告

- 県選管は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。
- 速報の際は、併せて無効投票率 (= 無効投票速報発信票「合計」÷ 開票速報「投票総数」) も速報してください。  
この場合の無効投票率は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位まで求めてください。

### (6) 推定投票率速報

- ・推定投票率速報は、次の速報投票区において、県選管からの電話聞取により実施します。
- ・実施に当たっては、「鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907番地

### 2 非常時の速報報告

機器の故障など電子メールによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 開票所にいる県選管の職員に対して、電子メールによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。
- (2) 報告は、集計システムから印刷される帳票の手交により行います。
- (3) ファイルの作成や帳票の印刷ができない場合は、様式に手書きで記入してください（予め様式を印刷して準備しておいてください）。

### 3 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑  
(0857) 26-7057/7581
- (2) その他管理執行に関する質疑  
(0857) 26-7058/7061

### (3) 事務分担及び事務処理要領

#### 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙 投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 藤村 実千子  
 委員長職務代理者 金田 和寿  
 委員 林 耕嗣  
 委員 中井 太郎

#### 1 組織及び分担

場 所	係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
開票所 (計2)	開票現場係 (2)	市から投開票速報のデータの受領、開票現場から本部へのデータ送信（保存）及び本部と開票所の連絡調整の事務を処理する。	石本主任、高橋
本部 (県庁) (計7 +兼3)	総 指 揮 (1)	投開票速報に関する事務処理を指揮する。	松崎事務局長
	指 導 係 (2)	市の投開票の事務処理に関し適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等、市の指導に関する事務を処理する。	宮本次長、三谷
	調 整 係 (1)	全体の進捗状況を管理し、確定指示等を行う	嶋本
	推定投票率係 (兼2)	速報投票区から投票速報を受信し、県内の投票率を推定し、推定投票率の報道発表・HP掲載等を行う。	集計・HP担当 嶋本 配布担当 福井
	受 信 係 (1)	開票現場係から送信される投開票速報を受信・印刷し、管理係確認後に必要部数コピーする事務を処理する。	若原
	発 表 係 (2+兼1)	・印刷した投開票速報を県政記者室へ持参し、配布する事務を処理する。 ・HP及び電子メールによる投開票速報の公表に関する事務を処理する。	配布担当 福井、若原 メール送信・HP担当 井戸田

#### 2 各係の事務処理要領（指導係及び総務係を除く。）

##### 推定投票率係

◎推定投票率は、速報投票区の投票状況により推定するものである。

##### (1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を聴取する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	発信電話番号	担当者
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	アダチ	090-4690-3783	(0857)26-7057	嶋本

##### (2) 受信（聴取）時刻

投票日当日の11時、16時（計2回）である。

（速報投票区においては、それぞれの時刻の10分前の数字を報告する。）

##### (3) 電話聞取り・DB入力 **集計・HP担当**

県から速報投票区へ電話をかけ、投票者数を聞き取り、推定投票率集計DBに記入する。

**【電話聞取りマニュアル】** 略

**【DB入力方法】** 略

##### (4) 集計 **集計・HP担当** 略

##### (5) 推定投票率の公表 **配布担当**

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室ビズファックスを用いてFAX送信により行う。

また、県政記者室ビズファックスに登録されていない報道機関へも送信する。

##### (6) HPへの掲示 **集計・HP担当** 略

##### 投開票速報 総論

##### ○公表時間・内容

区分		市の報告帳票を県集計表として公表
投票結果	県議	最終確定時
開票結果	県議	21時30分から30分おき（中間報）＋最終確定時（確定報） ※確定報：発信票の全項目 ※中間報：「候補者別得票数」、「得票数合計」及び「開票率」の項目

**【公表・報告時点イメージ図】** 略

## 開票現場係・受信係

### (0) **受信** ※(1)～(3)共通

ア 開票現場係が、鳥取市が県選管 (senkan@pref.tottori.lg.jp) へメール送信したのを確認すると、データを指定の保存場所 (略)に保存する。

イ 受信係は、メールの受信を確認したときは、「**投票(開票)結果(開票中間\*\*時\*\*分)**」、受信しました。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「**受信時刻は\*\*時\*\*分です。**」と発声する。

### (1) **投票速報**

ウ 引き続き、受信係が受信票を印刷(下部に異動理由が書かれている場合は削除し、末尾に「異動理由無し」等と加えたファイル名で名前を付けて保存。異動理由のあり・無しを1部ずつ印刷)し、指導係に回付する。

エ 指導係による当日有権者数の確認

①副査は当日有権者数を読み上げ、主査は手持ちの当日有権者数(紙データ)と照合し、異動数を確認する(指導係が選挙前日に当日有権者数(速報)を取りまとめ、入力担当に紙で配付する。)

②-1主査は、異常を認めないときは「**当日有権、異常なしです。**」と発声し、発表係に作業を指示する。発表係に回付するのは、異動理由を削除した方の帳票。

②-2主査は、異常を認めたときは「**当日有権、異常があります。**」と発声し、調整係へ報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、開票現場係を通じて鳥取市へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議する。

⇒報告数が正しいと認める場合は、調整係は発表係に発表作業を指示する。

⇒報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が鳥取市に訂正報告の指示を出す。

### (2) **開票速報(確定報)**

ウ 引き続き、受信係が受信票を印刷し、指導係に回付する。

エ 指導係による投票者総数と投票者数の一致の確認

①副査は受信票に記載された投票者総数の数値を読み上げ、主査が投票結果の帳票の投票者数と照合する。

②-1主査は、数値が一致するときは「**投票者数、異常なしです。**」と発声し、発表係に作業を指示する。

②-2主査は、数値が一致しないときは「**投票者数、異常があります。**」と発声し、調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、開票現場係を通じて鳥取市へ確認をとる。

⇒報告数が正しいと認めるときは、調整係は発表係に発表作業を指示する。

※この場合、投票速報の公表値に誤りがあったことになるので、投票速報の訂正を行う必要がある。

⇒確認の結果、報告数が誤りであると認めたときは、調整係が鳥取市に修正の指示を出す。

### (3) **開票速報(中間報)**

ウ 引き続き、受信係が受信票を印刷し、指導係に回付する。

エ 指導係による前回次と同数以上の数値であることの確認

指導係は、2回次(22時)以降の中間報の回付を受けたときは、次の処理を行う。

①主査と副査で帳票に記載された公表時刻を確認した上で、副査が今回の中間報の帳票の候補者別得票数と得票数合計を読み上げる。主査は、読み上げられた数値が手持ちの前回の中間報の受信票の数値より多い値であることを確認する。

②-1主査は、今回数値が前回数値以上の値であることを確認したら、「**得票数、異常なしです。**」と発声し、発表係に作業を指示する。

②-2主査は、今回数値が前回数値より少ない値であることを確認したら、「**得票数、異常があります。**」と発声し、調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、開票現場係を通じて鳥取市へ確認をとる。

⇒確認の結果、報告数が正しいと認めたときは、前回次の公表値に誤りがあったこととなるので、今回次の帳票の余白に前回報告数値に誤りがあった旨(正誤内容及び原因)を記入し(メール送信にあってはメール本文に記載して)発表する必要がある。前回中間速報の個票及び県計集計表の訂正報は出さない。

【注意】事前の報道関係者打合会で報道の了解を得ておく必要がある。

⇒確認の結果、報告数が誤りであると認めたときは、鳥取市に修正の指示を出す。

### (4) 投票速報の訂正報告があったときは、次のとおりとする。

①訂正前後の帳票の受信を確認したら、受信係は、既に記入している「投票速報チェックリスト」の受信時刻を二重線で見え消しし、訂正時刻を再度記入する。

②受信係は、訂正前の受信票及び訂正後の受信票を指導係に回付する。

## 【投票速報受信の作業イメージ】 略

### (5) データのメール送信ができない場合の処理

ア 鳥取市がメール送信できなくなったとき

・開票現場係が持参するUSBメモリでデータを受け取り、フォルダに保存する。

イ メールが不通になり、さらにUSBメモリも使えないとき

- ①開票現場係が、鳥取市から帳票を紙で貰って携帯で写真を撮り、速報本部に送信。電話で一報を入れる。  
 ②投開票本部にて、受信係が、予め用意した様式に数値を入力して印刷。  
 ※後の流れは通常の処理と同じ。

### 発表係（配布担当）

- (1) 発表は、県政記者室で行う（別途、メール送信とHP掲載が行われる。）。  
 (2) 県政記者室へ提供する書類はすべて**A4判**とする。  
 (3) 発表の処理  
 ①指導係が帳票の内容を確認している間に指導係の近くまで移動しておき、指導係の「異常なしです」という発声を確認後、紙帳票を受け取る。  
 ②原本に、次表の手順でスタンプを押印して17部コピーする（複数枚のときはホチキスで止める。）

#### 【スタンプ押印ルール】

区 分		印刷・配布	押 印
投票速報	定時報	×	— ※定時報は無い
	確定報	○	確定報+確定時分 ※時刻を手書き
開票速報	定時報	○	中間報
	確定報	○	確定報+確定時分 ※時刻を手書き

- ③速報本部内で写し1部を指導係（のカゴ）に配付。  
 ④残りの写し16部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用14部、広報課用1部）及び同票の原本（BizFAX送信用1部）を持って県政記者室へ行く。  
 ⑤県政記者室では、選管事務局長に写し1部を手交した後、次のとおり発声する。  
 「投票結果 \*\*時\*\*分確定です。」  
 「開票結果 \*\*時\*\*分現在です。」  
 「開票結果 \*\*時\*\*分確定です。」  
 ⑥写し14部を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れて、残る写し1部を広報課の箱に入れる。写しの中で残部が生じた場合は、記者室の会計年度任用職員の机の上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。  
 ⑦県政記者室内で、同表の原本（左上に手書きで㊦を記入）を用い次の手順でBizFAX送信を行う。

#### 【BizFAXの送信方法】

- ・別添「BizFAX送信方法」2～5の手順に従い、原稿をファクシミリ送信する。
  - ※送信完了後に送信結果が出力されるが、作業時間の都合上、これを待たずに次の作業に取りかかる。
  - ※BizFAXの送信作業には、記者室に待機している選管事務局長が立ち会う。また、送信確認結果の出力については、選管事務局長が手持とする。当該結果出力により送信できなかった機関があったことを認知したときには、選管事務局長が当該機関に再送信を行う。
  - ※なお、訂正報の場合、原本はA3になるので、速報本部で1部A4縮小コピーした上で送信する。
- ⑧BizFAX送信後、送信用原本を速報本部に持ち帰り、BizFAX送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に、これを用いて事前に一齐送信先を設定した市町村課FAXで送信する。  
 ⑨送信済の原本は、速報本部で原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れる。  
 その後、同表の原本については、発表係のカゴに入れて保管する。

### 【発表の作業イメージ】 略

#### (4) 訂正報処理

選挙区が1つしかないことから、訂正報を出す可能性があるのは、投票速報・開票速報とも確定後のみであり、全て緊急連絡のFAX送信を行うこととなる。  
 また、通常は、投票速報は個票を公表しないため、新旧対照様式の訂正報は作成・公表しないが、今回は個票を県計集計表として公表するため、新旧対照の訂正報を作成する。

投票速報：鳥取市からは確定時に報告  
 ⇒ マスコミにも確定報を報告 ⇒ 訂正  
 開票速報（中間報）：たとえ前回数字が誤っていたとしても次回に正しい数値を公表するため、中間報に訂正報という概念は無い。  
 開票速報（確定報）：鳥取市からは確定後に報告  
 ⇒ マスコミにも確定報を報告 ⇒ 訂正

- ①確定報の後に訂正報が入ったら、調整係の指示により、訂正する速報の別（投票速報又は開票速報）、訂正理由の説明を受けた後、一先ず、報道機関宛に訂正報が入る旨を県政記者室からBizFAX送信する（記者が記

事を書き始めている可能性があることから、大至急訂正を知らせる必要があるため。)

②訂正報(新旧対照表)を作成する。

#### 【訂正報の作成手順】 略

③速報本部内で帳票の写しを配布(2部:指導係1部、メール送信・HP担当1部)する。

④残りの写し17部(選管事務局長1部、報道関係者14部、広報課1部、BizFAX用1部)を持って県政記者室へ行く。

⑤県政記者室で、事務局長(又は発表係)が次のとおり発声し、説明を行う。

<説明の例>「開票結果の訂正です。理由は・・・です。」

⑥発表係は写し14部を各社の箱(報道機関名の表示があるもの)に入れ、残る写し1部を広報課の箱に入れる。これらの写しの中で残部が生じた場合は、記者室の会計年度任用職員の机の上に設置された「選管事務局」と書かれた箱に入れる。

⑦記者室内で、手元に残った1部(1枚目の右上に㊦を記入)を用いて上記(3)⑦の手順でBizFAX送信する。

⑧BizFAX送信後、訂正報1部を速報本部に持ち帰り、BizFAX送信先以外で報道機関から希望のあった送信先(その他送信先)に対し、上記(3)⑧の手順でFAX送信を行う。

⑨訂正報の原本は発表係のカゴに入れて保管する。

(5) BizFAX不達時の処理

ア 選管事務局長は、BizFAXの送信結果(用紙)を常時観察する。エラーが出たときは、BizFAXのファクシミリ前に貼り付けてある該当報道機関の連絡先(ファクシミリ番号)を参照し、個別にファクシミリの再送を行う。

イ ファクシミリ再送時の原稿は、広報課の箱に入っている写しをそのまま用いる。

通常の  
流れと  
同様

### 発表係(メール送信・HP担当)

(1) 配布担当が作業を行うのを見計らい、関係報道機関向けにメール送信による速報を行うとともに、投開票速報が公表される都度HPを更新する。

更新方法は、**推定投票率係2(6)のHP公開手順と同様。**

(訂正の場合)

①～⑪ 推定投票率のHP公開手順の①～⑪と同様に処理

⑫ 本文に続けて訂正内容を記載する。

⑬タイトルの時刻を修正し、「**訂正あり**」と**追記**し、「**揭示する**」に**チェックを入れ**、「**要承認**」の**チェックを外して**から「**変更する**」をクリック。

⑭投開票速報のページのタイトルも⑫と同じものに修正(時刻の修正と「**訂正あり**」の**追記**)した上で、「**揭示する**」に**チェックを入れ**、「**要承認**」の**チェックを外して**から「**変更する**」をクリック。

(2) 発表係が紙帳票を持って県政記者室に出発した後、メール送信担当は、事前に登録された報道機関のメールアドレスに**BCC**で、帳票のExcelファイルを添付したメールを一斉送信する。

ファイル名やメールの件名は、別添「投開票速報の早見表」を参照して設定すること。送信前には(例)「**開票中間21時30分、メール送信します。**」などと発声し、送信後には「**送信しました。**」と発声する。

(3) とりネット公表・更新作業も同時に準備しておき、更新前には「**ホームページ、更新します。**」と発声し、更新後には「**更新しました。**」と発声する。

### 開票現場係

開票現場係は、鳥取市からの帳票の受信後のデータ保存と投開票速報本部⇄鳥取市との連絡調整を行う。

(1) 帳票のデータ保存

①開票現場係は、開票所にて開票の状況を注視し、鳥取市から投開票速報結果のメール送信があった場合は、**開票現場係・受信係**(0)に記載のとおり、データを指定の保存場所に保存する。

②保存後は、公用携帯で速報本部に一報を入れる。

○鳥取市がメールを送信できなくなった場合は、**開票現場係・受信係**(5)に記載のとおり、USBメモリ等で対応する。

(2) 鳥取市との連絡調整

・投開票速報本部から鳥取市へ連絡を取る必要が生じた場合、基本的には開票現場係の持つ公用携帯に電話をかける。開票現場係は、開票所の市選管職員に伝達又は電話を替わるなどして意思疎通を図る。

・反対に、鳥取市から投開票速報本部に何か伝えたいこと(訂正報等)が生じた場合は、一旦聞き取って速報本部に伝える。

(3) 持ち物

自席PC、公用携帯、USBメモリ(鳥取市がメールを送信できない場合の緊急時用)、ポケットWi-Fi(県民参画協働課より借用)

## 調 整 係

◎使用する電話及びFAXは以下のものとする。

■電 話：0857-26-7057・7581

■FAX：0857-26-8129（市町村課）

### （1）速報の進捗管理及び市との連絡調整

ア 共有フォルダの監視、チェックリスト及び受信票の検収により処理状況を把握し、速報全体の進捗状況を管理する。

イ 報告が遅滞している場合に連絡を行うよう指導係に指示する。

ウ 投開票速報に違算その他の異常が認められた場合は、鳥取市（開票現場係）に対し連絡・確認を行う。

エ 無効投票速報の受信後、当該市町村に係る速報事務の進捗状況を確認し、解除又は待機の連絡を行うよう指導係に指示する。

### （2）訂正報の処理

訂正報の第一報があったときは、指導係及び発表係とともに訂正理由を確認（電話連絡とメール受信は前後することがあるので、受信係と連携を怠らない。）し、受信係に対して訂正報の受信、電算係及び発表係に対して入力及び次回公表時刻における訂正報の発表に係る指示を行う。

#### 【一般的な手順】

①市から訂正報の電話があったときは、電話を切らずに「投票（開票）結果、訂正報入ります。この訂正報は、新旧対照表を作成し、直ちに公表します。また、投票（開票）結果の確定後のため、発表係は、緊急連絡用のBizFAX原稿を用意してください。」と発声。

②引き続き、電話を切らず、市の速報担当者に訂正前・後の受信票をメールで送信済であることを確認する。

③受信票に付記されている訂正理由を確認する。訂正理由に疑義があるときは、指導係と電話を替わり、訂正理由の疑義を確認してもらった後、再び調整係に替わってもらう。

④受信した訂正前・後の受信票をもとに、訂正箇所を確認する（市が訂正箇所には○印を付すことになっているが、漏れている場合は○印を付す。データの読み合わせは不要。）。

⑤訂正内容が確認できたら、訂正報を了解した旨を市の速報担当者に告げて電話を切り、訂正時刻を発声（「訂正内容を確認しました。訂正時刻は \*\*時\*\*分です。」）し、受信係に訂正前・後の帳票を回付。訂正報の処理を始めるよう発表係に指示。

⑥県政記者室の選管事務局長に電話連絡（内線7700）し、「投票（開票）結果について、訂正の連絡がありました。準備ができ次第、県政記者室に訂正報を入れます。」と第一報を入れる。

事務局長は、間もなく訂正報が入る旨を、直ちに報道記者室向けに予告する。

⑦発表係に訂正報を予告する緊急連絡をBizFAX送信するよう指示。（「発表係は、ビズファックスの緊急連絡に出発してください。」）

⑧訂正報の処理が確定した後、改めて発表係が訂正報の報道提供資料を持参する。事務局長は、発表係から訂正報の写し1部の手交を受けた後、県政記者室向けに補足説明を行う。

<事務局長説明の例>

「投票（開票）結果について訂正があります。理由は・・・です。」

⑨その後の手順は、発表係の県政記者室へ出発するタイミングを指示する以外は通常の処理と同じ。

#### 4 委員会告示及び選挙長告示

##### 委員会告示

内容	告示日	告示番号	登載 県公報
鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	令和6年2月16日	7	号外10
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日	令和6年2月20日	8	号外11
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日	令和6年2月20日	9	号外11
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の実施	令和6年3月15日	13	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙長等の選任	令和6年3月15日	14	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙長が事務を行う場所	令和6年3月15日	15	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式	令和6年3月15日	16	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印	令和6年3月15日	17	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等	令和6年3月15日	18	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙会の場所等	令和6年3月15日	19	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示	令和6年3月15日	20	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙運動費用制限額	令和6年3月15日	21	号外23
鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	令和6年3月15日	22	号外23
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における当選人の住所等	令和6年3月25日	24	号外28

##### 選挙長告示

内容	告示日	告示番号	登載 県公報
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等	令和6年3月15日	1	号外22
鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における候補者の届出	令和6年3月16日	2	号外26

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

鳥取県議会議員に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の鳥取県議会議員補欠選挙を鳥取市選挙区において行うべき事由が生じたので、告示する。

令和6年2月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和6年2月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和6年3月14日。ただし、年齢については同月24日を基準日とする。

2 登録を行う日

令和6年3月14日

### 鳥取県選挙管理委員会告示第9号

令和6年3月24日執行予定の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和6年3月15日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

令和6年2月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙を令和6年3月24日に行うので同法第34条第6項及び第113条第1項の規定により告示する。

なお、選挙すべき議員の数は2人である。

令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

### 鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

- |             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 1 選挙長       | 東伯郡琴浦町 | 藤村 実千子 |
| 2 選挙長の職務代理者 | 鳥取市    | 松崎 亮太  |

### 鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

- |               |             |            |
|---------------|-------------|------------|
| 1 令和6年3月15日   | 鳥取市東町一丁目271 | 鳥取県庁第22会議室 |
| 2 令和6年3月16日以降 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁       |

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。  
令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

令和六年執行

議

鳥取県議会議員補欠選挙投票

公印

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票

令和六年執行

議

鳥取県議会議員補欠選挙投票

公印

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は「ケンギ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子